

国会

ベトナム社会主義共和国

独立－自由－幸福

憲法¹

ベトナム社会主義共和国

前文

何千年もの歴史の間、国を建設し、国を維持するために、勤勉かつ創造的に労働し、勇敢に闘争するベトナム人民は、愛国、団結、仁義、強固、不屈の伝統を鍛え上げ、ベトナム文明を作り上げた。

1930年以來、ホーチミン主席が創立し、鍛錬したベトナム共産党の領導の下で、我々人民は、民族の独立と自由のため、人民の幸福のため、苦難と犠牲に満ちた長期にわたる闘争を遂行した。八月革命は成功し、1945年9月2日、ホーチミン主席は独立宣言を読み上げ、ベトナム民主共和国、現在のベトナム社会主義共和国を誕生させた。我々人民は、全民族の意思及び力により、世界の友人の援助も得て、民族解放、国土統一、祖国防衛及び国際義務実行の各闘争において偉大な戦勝を勝ち取り、ドイモイ事業において多大で歴史的な意義を有する成果を上げ、国土を社会主義へと導いた。

社会主義への移行期において国土建設綱領を制度化し、1946年憲法、1959年憲法、1980年憲法及び1992年憲法を継承し、ベトナム人民は、富民、強国、民主、公平、文明の目標のために、この憲法を制定し、施行し、擁護する。

第I章 政治制度

第1条

ベトナム社会主義共和国は、一つの独立した主権のある統一された国であり、その領土保全領域は、本土、島嶼部、領海及び領空である。

第2条

1. ベトナム社会主義共和国は、人民の、人民による、人民のための社会主義的法治国家である。

¹ 本稿は、平成25年12月19日付けの仮訳である。

2. ベトナム社会主義共和国は人民が主人となる国家である；全ての国家権力は、労働者階級と農民階級及び知識人層の連合体に基礎を置く人民に帰属する。
3. 国家権力は統一されており、立法権、法執行権²及び司法権それぞれの実現において、各国家機関間で配分、協同、抑制³される。

第3条

国家は、人民の主人権⁴を保障し、発揮させる；人権と市民権⁵を公認し、尊重し、擁護し、保障する；全ての者が豊かで、自由、幸福な生活と、全面的に発展する条件を享受できる富民、強国、民主、公平、文明の目標を実現する。

第4条

1. ベトナム共産党は、労働者階級の先導隊であると同時に働く人民及びベトナム民族の先導隊であり、マルクス＝レーニン主義及びホーチミン思想を思想的基礎として採用し、労働者階級、働く人民及び全ての民族の利益を忠実に代表する国家と社会の指導⁶勢力である。
2. ベトナム共産党は、人民と密接に結びつき、人民に奉仕し、人民の監察を受け、自らの各決定につき人民に責任を負う。
3. 党の各組織及びベトナム共産党の党員は、憲法及び法令⁷の範囲内で活動する。

第5条

1. ベトナム社会主義共和国は、ベトナム国土で共に生活する各民族の統一国家である。
2. 各民族は平等であり、団結し、尊重し、共に発展するために助け合う；民族を軽視し、分断する全ての行為を厳禁する。

² 「法執行権」は、原文では“quyền hành pháp”（行法権）であり、「行政権」を指す。94条参照。

³ 「抑制」は、原文では“kiểm soát”。点検する、チェックするという意味合いの言葉であり、他の法令の翻訳においては、例えば、民法38条3項では「検査」、企業法22条10項では「監査」、投資法10条では「管理」などと訳出された例がある。ここでは文脈に応じて「抑制」と仮訳したが、これが権力分立原理に基づく「抑制と均衡」の「抑制」と同じ意味であるかについては、更なる研究が必要であろう。

⁴ 「主人権」は、原文では“quyền làm chủ”（主人としての権利）。英訳では、“people’s mastery”や“people’s right as masters”などと訳されている。

⁵ 「市民」は、原文では“công dân”（公民）。従前から各種文献において「市民」と訳されていたため、その訳語を維持した。

⁶ 「指導」は、原文では“lãnh đạo”（領導）。ただし、本条については「国家と社会の指導勢力」という表現が広く定着していることから、その訳語を維持した。

⁷ 「法令」は、原文では“pháp luật”（法律）。法規範文書一般を指す。

3. 国語はベトナム語である。各民族は、自らの話し言葉、書き言葉を使用して、民族的特色を維持するとともに、その優れた風俗、習慣、伝統及び文化を發揮する権利を有する。
4. 国家は、全体的な發展政策を実施し、国土の發展と共に各少数民族が内的能力を發揮するための条件を創出する。

第6条

人民は、直接民主制により、あるいは国会、人民評議会及びその他の各国家機関を通じた代表民主制により、国家権力を行使する。

第7条

1. 国会議員⁸及び人民評議会議員⁹の選挙は、普通、平等、直接及び秘密投票の原則に従って進められる。
2. 国会議員、人民評議会議員は、人民の信任に対してふさわしくない場合、有権者又は国会、人民評議会により罷免される。

第8条

1. 国家は、憲法及び法令に従って組織され活動し、憲法及び法令により社会を管理し、民主集中の原則を実施する。
2. 各国家機関、その幹部、公職者、職員は、人民を尊重し、全身全霊で人民に奉仕し、人民と密接に連携し、人民の意見を聞き、そして人民の監察を受けなければならない；汚職、浪費及び全ての官僚的、高圧的、権威的な態度に対して断固闘う。

第9条

1. ベトナム祖国戦線は政治連合組織であり、各階級、社会階層、民族、宗教、外国に定住するベトナム人を代表する、政治組織、各政治—社会組織、社会組織及び各個人の自主的な連合体である。
ベトナム祖国戦線は人民政権の政治的基礎である；人民の権利及び合法的で正当な利益を代表し、擁護する；全民族が大団結した力を集結し、發揮させ、民主を実現し、社会的合意を強化する；監察し、社会を批評する；党、国家の建設に参加し、祖国の建設と防衛に寄与する人民対外活動を行う。
2. ベトナム労働組合、ベトナム農民会、ホーチミン共産青年団、ベトナム婦人連合会、ベトナム旧軍人会はそれぞれ自主性を基礎として設立された各政治—社会組織であり、自らの構成員、会員組織の権利、合法的で正当な利益

⁸ 「国会議員」は、原文では“đại biểu Quốc hội”（国会の代表）。

⁹ 「人民評議会議員」は、原文では“Đại biểu Hội đồng nhân dân”（人民評議会の代表）。

を代表し、擁護する；戦線のその他の各構成組織と共に共同歩調を取り、ベトナム祖国戦線の中での行動を統一する。

3. ベトナム祖国戦線、戦線の各加盟組織及びその他の各社会組織は、憲法と法令の枠組みの中で活動する。国家は、ベトナム祖国戦線、戦線の各構成組織及びその他の社会組織が活動するための条件を創出する。

第 10 条

ベトナム労働組合は、自主性を基礎として設立された労働者階級及び労働者の政治－社会組織であり、労働者を代表し、その権利、合法的で正当な利益に配慮し、保護する；国家管理、経済－社会の管理に参加する；労働者の権利、義務にかかわる諸問題について、国家機関、組織、構成要素、企業の活動の検査、調査、監察に参加する；労働者の学習、職業水準・技術の向上、法令の執行、祖国の建設と防衛について宣伝し、奨励する。

第 11 条

1. ベトナム祖国は、神聖かつ不可侵である。
2. 独立、主権、統一及び領土保全に抵抗したり、祖国の建設と防衛事業に抵抗したりする全ての行為は、いずれも嚴重に処罰される。

第 12 条

ベトナム社会主義共和国は、独立、自主、平和、友好、協力及び発展の対外路線を一貫して実施する；相互に独立、主権、領土保全、内政不干涉、平等、相互利益を尊重することを基礎として、関係の多角化、多様化を図り、主体的かつ積極的に国際参入、協力を行う；ベトナム社会主義共和国が加盟国である国連憲章と国際条約を遵守する；国家、民族の利益のため、国際社会の中で、友人、信頼のおける相手、責任を有する構成員となり、世界における平和、民族独立、民主及び社会進歩の事業に貢献する。

第 13 条

1. ベトナム社会主義共和国の国旗は、長方形で、その幅は長さの三分の二と同じであり、赤い背景の中心には五つの尖端を持つ金色の星がある。
2. ベトナム社会主義共和国の国章は、丸く、赤い背景の中心には五つの尖端を持つ金色の星があり、周囲を稲穂で囲まれ、その下には半分の歯車とベトナム社会主義共和という文字が刻まれている。
3. ベトナム社会主義共和国の国歌は、進軍歌という歌の曲と詩である。
4. ベトナム社会主義共和国の国慶節は 1945 年 9 月 2 日の独立宣言日である。
5. ベトナム社会主義共和国の首都はハノイである。

第II章 人権、市民の基本的な権利と義務

第14条

1. ベトナム社会主義共和国において、政治、民事、経済、文化、社会についての各人権、市民権は、公認、尊重、擁護され、憲法及び法令に従って保障される。
2. 人権、市民権は、国防、国家の安寧、社会の秩序と安全、社会道徳、共同体の健康上の理由のため必要不可欠な場合のみにおいて、法律¹⁰の規定に従って制限され得る。

第15条

1. 市民権は、市民の義務と不可分である。
2. 全ての人、他人の権利を尊重する義務を有する。
3. 市民は、国家及び社会に対する義務を履行する責任を有する。
4. 人権、市民権の行使は、国家、民族の利益、他人の権利及び合法的な利益を侵害することはできない。

第16条

1. 全ての人、法令の下に平等である。
2. 何人も、政治的、民事的、経済的、文化的、社会的生活において取扱いを差別されない。

第17条

1. ベトナム社会主義共和国の市民は、ベトナム国籍を有する者である。
2. ベトナム市民は、国外追放又は他国への引き渡しをされ得ない。
3. 外国にいるベトナム市民は、ベトナム社会主義共和国の保護を受ける。

第18条

1. 外国に定住するベトナム人は、ベトナム民族共同体の不可分の部分である。
2. ベトナム社会主義共和国は、外国に定住するベトナム人が、ベトナム民族の文化的特色を維持、発揮し、家族¹¹及び故郷との緊密な関係を維持し、故郷や国土の建設に貢献することを奨励し、そのための条件を創出する。

第19条

¹⁰ 「法律」は、原文では“luật”（律）。国会が制定権を有する法規範文書の一つを指す。

¹¹ “gia đình”には「家族」「家庭」の意味があり、以下、文脈に応じてより適切と思われるものに訳し分けた。

全ての人は、生存権を有する。人命は法令によって保護される。何人も法律に反して生命を奪われない。

第 20 条

1. 全ての人は、身体について不可侵の権利を有し、健康、名誉及び人格は法令により保護される；拷問、暴力、強迫的な追及、体罰その他の身体、健康を害し、名誉、人格を毀損するいかなる形式の取扱いをも受けない。
2. 何人も、人民裁判所の決定、人民検察院の決定又は承認がない限り、現行犯の場合を除き、逮捕されない。逮捕、勾留、留置は法律が定めるところによる。
3. 全ての人は、法律の規定に基づき、細胞組織、人体の一部を提供し、死体を献体する権利を有する。医学、薬学、科学の実験、又はその他の人体に対するいかなる形式の実験も、被験者の同意を得て行わなければならない。

第 21 条

1. 全ての人は、個人的な生活、個人及び家庭の秘密について不可侵の権利を有する；自らの名誉、威信を擁護する権利を有する。
個人的な生活、個人の秘密、家庭の秘密に関する情報は、法令によりその安全が保障される。
2. 全ての人は、信書、電話、電信及びその他の個人的な情報交換形式を秘密にする権利を有する。
何人も、法律に反して他人の信書、電話、電信及び個人的な情報交換形式の開被、検査、押収をすることはできない。

第 22 条

1. 市民は、合法的な居住地をもつ権利を有する。
2. 全ての人は、住居不可侵の権利を有する。何人も、住人の同意がない限り、勝手に他人の住居に立ち入ることはできない。
3. 住居の搜索は、法律が定めるところによる。

第 23 条

市民は、国内において自由に往来し、居住する権利を有し、出国の権利、国外から国内に戻る権利を有する。これらの権利の実現は法令が規定するところによる。

第 24 条

1. 全ての人は、信仰、宗教の自由権を有し、いかなる宗教にも従う又は従わない自由権を有する。各宗教は法令の下に平等である。

2. 国家は、信仰、宗教の自由権を尊重し、保護する。
3. 何人も、信仰、宗教の自由を侵害し、又は法令に違反する目的で信仰、宗教を利用することはできない。

第 25 条

市民は、言論の自由、報道の自由、情報へのアクセス、集会、結社、デモの権利を有する。これらの権利の実現は法令が規定するところによる。

第 26 条

1. 男性と女性の市民は、全ての面において平等である。国家は、性の平等の権利及び機会を保障する政策をとる。
2. 国家、社会及び家庭は、女性が全面的に発展し、社会において自らの役割を發揮するための条件を創出する。
3. 性についての差別的取扱いは厳禁する。

第 27 条

全ての十八歳以上の市民は選挙権を有し、全ての二十一歳以上の市民は国会及び人民評議会への立候補権を有する。これらの権利の実現は法律が定めるところによる。

第 28 条

1. 市民は、国家及び社会の管理に参加し、草の根レベル、地方及び全国の諸問題について、国家機関との討論及び建議に参加する権利を有する。
2. 国家は、市民が国家及び社会の管理に参加する条件を創出する；市民の意見、建議の受理とフィードバックを公開し、明らかにする。

第 29 条

全ての十八歳以上の市民は、国家が住民投票を行うに際し表決権を有する。

第 30 条

1. 全ての人は、機関、組織、個人の法令違反の行動について、権限を有する機関、組織、個人に対し、不服申立て、告訴告発をする権利を有する。
2. 権限を有する機関、組織、個人は、不服申立て、告訴告発を受理し、解決しなければならない。損害を被った人は、法令の規定に従って、物質的、精神的な損害の賠償を受け、名誉を回復する権利を有する。
3. 不服申立て、告訴告発をした者に対して報復すること、又は他人を中傷し、罪に陥れて損害を与える目的で不服申立て、告訴告発を利用することは厳禁する。

第 31 条

1. 罪を犯したとして訴えられている者¹²は、法律の定める手順に従って証明され、裁判所の有罪判決が法的効果を有するときまで、無罪と推定される。
2. 罪を犯したとして訴えられている者は、裁判所による、法定期間内の適時、公正、公開の審理を受けることができる。法律の規定に従った秘密審理の場合、判決宣告は公開されなければならない。
3. 何人も、一つの犯罪につき二回判決を受けない。
4. 逮捕、暫定留置、勾留、立件、捜査、起訴、審理を受けた者は、自己を弁護し、弁護士又は第三者に弁護を依頼する権利を有する。
5. 法令に違反した逮捕、暫定留置、勾留、立件、捜査、起訴、審理、判決執行を受けた者は、物質的、精神的な損害の賠償を受け、名誉を回復する権利を有する。逮捕、暫定留置、勾留、立件、捜査、起訴、審理、判決執行において法令に違反し、他人に損害を与えた者は、法令に従って処分される。

第 32 条

1. 全ての人、合法的な収入、貯蓄財産、住居、生活物資、生産物資、企業又は他の各経済組織における出資持分を所有する権利を有する。
2. 個人の所有権及び相続権は法令により保護される。
3. 国防、安寧上の理由のため、又は国家の利益、非常事態、災害予防、対策のために真に必要な場合、国家は、組織、個人の財産を市場価格に従い賠償して収用又は徴用する。

第 33 条

全ての人、法令が禁止していない諸職業を自由に営む権利を有する。

第 34 条

市民は、社会保障を受ける権利を有する。

第 35 条

1. 市民は、勤労し、職業、仕事及び職場を選択する権利を有する。
2. 賃金労働者は、公平、安全に働く諸条件；給与支払、休暇制度を保証される。
3. 差別的取扱い、強制労働、最低労働年齢を下回る労働力の使用を厳禁する。

第 36 条

¹² 原文では“Người bị buộc tội”。正式に立件、起訴された被疑者、被告人に限らず、罪を犯したとの非難を浴びせられている者全般を指す言葉であると考えられる。

1. 男性と女性は、結婚し、離婚する権利を有する。婚姻は、自由意思、進歩、一夫一婦、夫婦平等、相互尊重の原則に従ってなされる。
2. 国家は、婚姻及び家族を保護し、母と子の権利利益を保護する。

第 37 条

1. 国家、家族及び社会は、子供を保護し、世話をし、教育をする；子供についての諸問題について参加する。侵害、せっかん、虐待、放置、濫用、労働力の搾取及び子供の権利に反するその他の諸行為は厳禁する。
2. 国家、家族及び社会は、成人が学習し、労働し、娯楽をし、体力や知恵を發展させ、道徳や民族の伝統、市民意識を育む条件を創出する；労働創造事業及び祖国防衛における先駆者となる。
3. 国家、家族及び社会は、高齢者を尊重し、世話をし、祖国の建設と防衛事業において役割を發揮させる。

第 38 条

1. 全ての人は、保護され、健康の世話をされ、各医療サービスの利用において平等に扱われる権利と、病気予防、診察、治療に関する各規定に従う義務を有する。
2. 他人及び共同体の生活、健康を脅かす行為は厳禁する。

第 39 条

市民は、学習する権利及び義務を有する。

第 40 条

全ての人は、科学及び技術を研究し、文化、芸術を創造し、これらの活動から利益を享受する権利を有する。

第 41 条

全ての人は、各文化的価値を享受し、これにアクセスし、文化的生活に参加し、文化的施設を使用する権利を有する。

第 42 条

市民は、自らの民族を決定し、母国語を使用し、コミュニケーションで使用する言語を選択する権利を有する。

第 43 条

全ての人は、清浄な環境の中で生活する権利及び環境を保護する義務を有する。

第 44 条

市民は、祖国に忠誠を尽くす義務を有する。
祖国に対する裏切りは、最も重い罪である。

第 45 条

1. 祖国防衛は、市民の神聖な義務であるとともに、高貴な権利である。
2. 市民は、軍事的義務を履行し、国防の建設に全面的に参加しなければならない。

第 46 条

市民は、憲法及び法令を遵守する義務を有する；国家の安寧、社会の秩序と安全の防衛に参加し、公共生活の規則を執行する。

第 47 条

全ての人は、法律が定めるところに従って納税する義務を有する。

第 48 条

ベトナムに居住する外国人は、ベトナムの憲法及び法令を遵守しなければならない；生命、財産及び各権利、正当な利益は、ベトナムの法令に従い保護される。

第 49 条

民族の自由及び独立のため、社会主義、民主主義及び平和のため、又は迫害されている科学事業のために闘争する外国人がいれば、ベトナム社会主義共和国は、居住地を与えることを検討する。

第 III 章 経済、社会、文化、教育、科学、工業及び環境

第 50 条

ベトナム社会主義共和国は、独立し、自主的で、能力を発揮でき、国際的に統合され、協力し、文化の発展、社会の進歩と公平の実現、環境の保護、国土の工業化、現代化の実現と緊密に結びついた経済を建設する。

第 51 条

1. ベトナムの経済は、社会主義志向の市場経済であり、複数の所有形式、複数の経済構成要素¹³を認める；国家経済¹⁴は、主導的な役割を果たす。
2. 各経済構成要素は、いずれも国民経済の重要な構成部分である。各経済構成要素に属する主体は、平等であり、法律に従って協力、競争する。
3. 国は、企業家、企業及びその他の個人、組織が投資、生産、経営し；各経済部門を持続的に発展させ、国土の建設に貢献することを奨励し、条件を創出する。投資、生産、経営する個人、組織の合法的な財産は、法令により保護され、国有化されることはない。

第 52 条

国は、市場の各規律の尊重を基礎として、経済体制を建設、整備し、経済を調整する；国家管理において業務、級、権限の分化を実現する；地域経済の統合を促進し、国民経済の統一性を保障する。

第 53 条

土地、水資源、鉱物資源、海域、空域における利権、その他の天然資源及び国が投資、管理する財産は、全人民の所有に属する公財産であり、国が所有者を代表し、統一的に管理する。

第 54 条

1. 土地は、国家の特別な資源であり、国土を発展させる重要な力の源であり、法令に従って管理される。
2. 組織、個人は、国から土地の割当て、土地の賃貸、土地所有権の公認を受ける。土地の使用人は、土地所有権を移転することができ、法律の規定に従い各権利及び義務を実現する。土地所有権は、法令により保護される。
3. 国は、法律に基づき国防、安寧；国家、公共の利益となる経済－社会の発展の目的のため真に必要な場合、組織、個人が使用している土地を回収する；土地の回収は、公開され、透明性があり、法令の規定に基づき賠償されなければならない。
4. 国は、法律に基づき国防、安寧の任務を果たすため、又は戦争状態、緊急状態において、災害を予防し、対策をとるために真に必要な場合、土地を徴用する。

第 55 条

¹³ 「経済構成要素」は、原文では“thành phần kinh tế”（経済成分）。

¹⁴ 「国家経済」は、原文では“kinh tế nhà nước”。1992年憲法 19条では、“kinh tế quốc doanh”（国营経済）とされていたが、これが 2001年に“kinh tế nhà nước”と改正され、2013年憲法でもこの表現が維持された。

1. 国の予算，国家備蓄，国の財政基金及びその他の公財政の各源は，国が統一的に管理し，効果的，公平，透明，遵法的に使用されなければならない。
2. 国の予算は，中央予算及び地方予算からなり，その中で中央予算が主導的役割を果たし，国家の歳出任務を保証する。国の予算の各歳入，歳出項目は，予算立てされ，法律の定めるところによらなければならない。
3. 国家の貨幣単位は，ベトナムドンである。国は，国家の貨幣価値の安定を保証する。

第 56 条

機関，組織，個人は，経済－社会活動及び国家管理において，儉約し，浪費に立ち向かい，汚職を防止し，立ち向かわなければならない。

第 57 条

1. 国は，組織，個人が労働者のために仕事を産み出すことを奨励し，条件を創出する。
2. 国は，労働者，労働使用者の権利，合法的な利益を擁護し，進歩的，調和的で安定した労働関係を構築する条件を創出する。

第 58 条

1. 国，社会は，人民の健康を保護し，管理する事業の発展のために投資し，全人民の医療保険を実現し，少数民族の同胞，山岳，島嶼地域及び困難な特別の経済－社会条件を有する地域の同胞に対する健康管理を優先する政策をとる。
2. 国，社会及び家族は，母子の健康を保護し，管理する責任を有し，家族計画を実現する。

第 59 条

1. 国，社会は，国に対して功労があった者に対し，栄誉を与え，顕彰し，優遇する政策をとる。
2. 国は，市民が社会福利，社会安全制度の発展を享受する機会について平等を確保し，高齢者，障害者，貧困者及びその他の困難な環境にある者を支援する政策をとる。
3. 国は，住居を発展させる政策をとり，全ての人が住居を有することができるよう条件を創出する。

第 60 条

1. 国，社会は，先進的で，民族的特色が濃密で，人類の文化の精髓を吸収したベトナム文化の構築及び発展に関心を払う。

2. 国，社会は，人民の多様で健全な精神的需要に応えるため，文学，芸術を
発展させる；人民の情報に対する需要を充足し，祖国の建設及び防衛事業に
役立てるため，各マスメディアを発展させる。
3. 国，社会は，ベトナムの家庭が豊かで，進歩的で，幸福であり；ベトナム
の市民が健康で，文化的で，愛国心に富み，団結精神，主体的に行動する意
思，市民としての責任を有するよう環境を創出する。

第 61 条

1. 教育の発展は，民知を高め，人的資源を発展させ，優れた人材を育成する
ための第一の国策である。
2. 国は，教育へ優先的に投資し，その他の投資源を勧誘する；幼児教育に関
心を払う；小学教育が強制であり，国が学費を徴収しないことを保証する；
中学教育の普及を進める；大学教育，職業教育を発展させる；奨学金，学費
の合理化の政策を実施する。
3. 国は，山岳，島嶼地域，少数民族の同胞の地域及び困難な特別の経済－社
会条件を有する地域における教育の発展を優先する；優れた人材の使用，発
展を優先する；障害者及び貧困者が文化を学び，仕事を学べるよう条件を創
出する。

第 62 条

1. 科学及び工業の発展は，第一の国策であり，国土の経済－社会発展事業に
おいて要の役割を果たす。
2. 国は，科学及び工業成果の研究，発展，移転，効果的応用に投資する組
織，個人に優先的に投資し，便宜を図る；科学及び工業を研究する権利を保
障する；知的所有権を保護する。
3. 国は，すべての人が科学及び工業活動に参加し，活動から得られる利益を
享受できるよう条件を創出する。

第 63 条

1. 国は，環境を保護する政策をとる；天然資源を管理し，効果的，持続的に
使用する；自然，生物の多様性を保存する；災害の予防，対策を主導し，気
候変動に対応する。
2. 国は，環境を保護し，新エネルギー，再生エネルギーを発展させ，使用す
るあらゆる活動を奨励する。
3. 環境汚染を引き起こし，天然資源を枯渇させ，生物の多様性を減少させた
組織，個人は，厳しく処分され，損害を回復し，賠償する責任を有する。

第IV章 祖国の防衛

第64条

社会主義ベトナム祖国の防衛は、全人民の事業である。

国は、人民武装勢力を中核として、全人民の国防及び人民の安寧を強固にし、増強する；祖国を確固として防衛し、地域¹⁵及び世界の平和の防衛に貢献するため、国土の総合力を発揮する。

機関、組織、公民は、国防及び安寧の任務を十分に果たさなければならない。

第65条

人民武装勢力は、祖国、人民に対し、また党及び国に対し、絶対に忠誠であり、祖国の独立、主権、統一、領土保全、国家の安寧及び社会の秩序と安全を防衛する；人民、党、国及び社会主義制度を防衛する；全人民とともに国土を建設し、国際義務を果たす。

第66条

国は、合理的な常備勢力、強力な予備動員勢力、強固で全土に及ぶ自衛軍民勢力を有し、国防任務を果たす中核となる、正規、精鋭の、現代化されつつある革命人民軍隊を構築する。

第67条

国は、国家の安寧を防衛し、社会の秩序と安全を保障し、犯罪を防止し、立ち向かう任務を果たす中核となる正規、精鋭の、現代化されつつある革命人民公安を構築する。

第68条

国は、人民の愛国精神及び革命英雄主義を発揚し、全人民に国防及び安寧教育を行う；国防、安寧産業を構築する；人民武装勢力に対し装備を保証し、国防、安寧を経済と、経済を国防、安寧と結びつける；軍隊を増強する政策を実施する；幹部、戦士、労働者、職員の物的、精神的な生活が人民軍隊、人民公安の活動の性質に符合したものとなるよう保証する；強力な人民武装勢力を構築し、休むことなく祖国を防衛する能力を増強する。

第V章 国会

第69条

¹⁵ 「地域」は、原文では“khu vực”（区域）。

国会は人民の最高の代表機関であり、ベトナム社会主義共和国の最高の国家権力機関である。

国会は、制憲権、立法権を行使し、国土の重要な各問題を決定し、国の活動に対する最高の監察を行う。

第70条

国会は、次の諸任務及び権限を有する。

1. 憲法を制定し、憲法を改正する；法律を制定し、法律を改正する。
2. 憲法、法律及び国会の議決の遵守について最高の監察権を行使する；国家主席、国会常務委員会、政府、最高人民裁判所、最高人民検察院、国家選挙評議会、国家会計検査院及び国会が設立するその他の機関の業務報告を検討する。
3. 国土の経済—社会発展の基本的な目標、指標、政策、任務を決定する。
4. 国家の財政、貨幣に関する基本的な政策を決定する；各種の税を規定、変更又は廃止する；中央予算と地方予算の間の各歳入項目及び歳出任務の配分を決定する；国債、公債、政府債の健全性¹⁶の限界を決定する；国の予算の作成及び中央予算の分配を決定し、国家予算の決算を承認する。
5. 国の民族政策、宗教政策を決定する。
6. 国会、国家主席、政府、人民裁判所、人民検察院、国家選挙評議会、国家会計検査院、地方政権及び国会が設立するその他の機関の組織及び活動を規定する。
7. 国家主席、国家副主席、国会議長、国会副議長、国会常務委員会委員、民族評議会議長、国会の委員会の委員長、政府首相、最高人民裁判所長官、最高人民検察院長官、国家選挙評議会議長、国家会計監察院長官、国会が設立するその他の機関の長を選出、免任、罷免する；政府副首相、大臣及びその他の閣僚¹⁷、最高人民裁判所裁判官の選任、免任、解職の提案を承認する；国防及び安寧評議会、国家選挙評議会の構成員名簿を承認する。
選出された後、国家主席、国会議長、政府首相、最高人民裁判所長官は、祖国、人民及び憲法に対する忠誠を宣誓しなければならない。
8. 国会が選出又は承認する職務にある者に対する信任投票を行う。
9. 政府の省、省同格機関の設立、廃止を決定する；省、中央直轄都市、特別行政—経済単位を設立、解体、合併、分割し、行政境界を調整する；憲法及び法律の規定に基づくその他の機関を設立し、廃止する。

¹⁶ 「健全性」は、原文では“an toàn”（安全）。

¹⁷ 「閣僚」は、原文では“thành viên của Chính phủ”（政府の構成員）。

10. 憲法，法律，国会の議決に反する国家主席，国会常務委員会，政府，政府首相，最高人民裁判所，最高人民検察院の文書を破棄する。
11. 大赦を決定する。
12. 人民武装勢力の職位，階級，外交の職位，階級，その他の国家の諸職位，階級を規定する；勲章，記章及び国家荣誉称号を規定する。
13. 戦争及び平和問題を決定する；緊急状態，その他の国防及び国家の安寧を保障する各特別措置について規定する。
14. 対外に関する基本的な政策を決定する；戦争，平和，国家主権，国際及び重要な地域組織におけるベトナム社会主義共和国の構成員としての資格に関連する国際条約，人権，市民の基本的権利及び義務に関する国際条約，法律又は国会の議決に反するその他の国際条約への加盟又は無効化を批准，決定する。
15. 住民投票を決定する。

第71条

1. 各期の国会の任期は，五年である。
2. 国会の任期が終了する六十日前までに，新たな期の国会の選出を終えなければならない。
3. 特別の場合，国会議員の総数の少なくとも三分の二の賛成の表決を得たときは，国会は，国会常務委員会の提案に基づき，自己の任期の短縮又は延長を決定する。一期の国会の任期の延長は，戦争中の場合を除き，十二か月を超えることはできない。

第72条

国会議長は，国会の各会議の議事を進め；憲法，法律，国会の議決に確認のため署名し；国会常務委員会の業務を領導し；国会の対外関係を組織し；各国会議員との関係を維持する。

各国会副議長は，国会議長の割当てに従い，国会議長が任務を行うのを補佐する。

第73条

1. 国会常務委員会は，国会の常任機関である。
2. 国会常務委員会は，国会議長，各国会副議長及び各委員からなる。
3. 国会常務委員会の構成員の数は，国会が決定する。国会常務委員会の構成員は，同時に閣僚となることができない。
4. 各期の国会の国会常務委員は，新たな期の国会が国会常務委員を選出するまで，自己の任務を遂行し，権限を行使する。

第74条

国会常務委員会は、次の諸任務及び権限を有する。

1. 国会の会期の準備，召集及び主宰を組織する。
2. 国会から委ねられた諸問題に関する国会常務委員会令¹⁸を發布する；憲法，法律，国会常務委員会令を解釈する。
3. 憲法，法律，国会の議決，国会常務委員会令，国会常務委員会の議決の施行を監察する；政府，最高人民裁判所，最高人民検察院，国家会計検査院及び国会が設立するその他の機関の活動を監察する。
4. 憲法，法律，国会の議決に反する政府，政府首相，最高人民裁判所，最高人民検察院の文書の施行を停止し，最も近い会期において国会に当該文書の破棄を決定するよう上程する；国会常務委員会令，国会常務委員会の議決に反する政府，政府首相，最高人民裁判所，最高人民検察院の文書を破棄する。
5. 民族評議会及び国会の各委員会の活動を指導し，調和，協調させる；国会議員の活動条件を案内し，保障する。
6. 国家主席，国会議長，国会副議長，国会常務委員，民族評議会議長，国会の各委員会の委員長，国会選挙評議会議長，国家会計検査院長官の選出，免任，罷免を国会に提案する。
7. 人民評議会の活動を監察し，案内する；憲法，法律及び上級国家機関の文書に反する省，中央直轄都市の人民評議会の議決を破棄する；省，中央直轄都市の人民評議会が人民の利益に対して重大な損害を与えた場合，当該人民評議会を解散する。
8. 省，中央直轄都市未満の行政単位の設立，解体，合併，分割，境界の調整を決定する。
9. 国会を開くことができない場合に戦争状態宣言を決定し，最も近い会期において国会に決定するよう報告する。
10. 総動員又は局地動員を決定する；全国又は地方における緊急状態を發布し，破棄する。
11. 国会の対外関係を行う。
12. ベトナム社会主義共和国の特命全権大使の選任，免任の提案を承認する。
13. 国会の決定に基づき住民投票を組織する。

第75条

¹⁸ 「国会常務委員会令」は，原文では“*pháp lệnh*”（法令）だが，法規範文書一般を指す“*pháp luật*”と区別するために国会常務委員会令と訳した。

1. 民族評議会は、議長、各副議長及び各委員からなる。民族評議会の議長は、国会が選出する；民族評議会の各副議長及び各委員は、国会常務委員会が承認する。
2. 民族評議会は、民族業務について研究し、国会に建議する；民族政策、山岳地域及び少数民族の同胞の地域の経済－社会発展のプログラム、計画の施行に関する監察権を行使する。
3. 民族評議会議長は、民族政策の実施について協議する閣議¹⁹に参加するよう招かれる。民族政策を実施する規定を発行するときは、政府は、民族評議会の意見を聴取しなければならない。
4. 民族評議会は、国会の委員会と同様に 76 条 2 項が規定するその他の諸任務、権限を有する。

第 76 条

1. 国会の委員会は、委員長、各副委員長及び各委員からなる。委員会の委員長は、国会が選出する；各副委員長及び各委員は、国会常務委員会が承認する。
2. 国会の委員会は、法律案を審査し、法律、その他の案件について建議し、国会又は国会常務委員会から委ねられた事項について報告する；法律が定める任務、権限の範囲内で監察権を行使する；委員会の活動範囲に属する問題について建議する。
3. 国会の委員会の設立、解体は、国会が決定する。

第 77 条

1. 民族評議会、国会の各委員会は、閣僚、最高人民裁判所長官、最高人民検察院長官、国家会計検査院長官及び関係する個人に対し、必要な問題について報告、解説又は資料の提供を要求する権利を有する。要求を受けた者は、当該要求に応じる責任を有する。
2. 各国家機関は、民族評議会及び国会の各委員会の建議を研究し、回答する責任を有する。

第 78 条

必要なときは、国会は、ある草案を研究、審査し、又は一定の問題について調査するため、臨時委員会を設立する。

第 79 条

¹⁹「閣議」は、原文では“phiên họp của Chính phủ”（政府の会議）。

1. 国会議員は、自身が選出された選挙区の人民及び全国の人民の意思、願望を代表する者である。
2. 国会議員は、有権者と緊密な関係を築き、有権者の監察に服する；有権者の意見、願望を収集し、国会、関連機関、組織に忠実に伝達する；有権者と定期的に接触し、議員や国会の活動について報告する；有権者の要求及び建議に回答する；不服申立て、告訴告発の解決について監視、督促し、不服申立て、告訴告発権の行使を援助する。
3. 国会議員は、憲法及び法令の実施を人民に普及及び宣伝する。

第 80 条

1. 国会議員は、国家主席、国会議長、政府首相、大臣及びその他の閣僚、最高人民裁判所長官、最高人民検察院長官、国家会計検査院長官に質問する権利を有する。
2. 質問を受けた者は、会期中は国会において、国会の二つの会期の間の期間中は国会常務委員会の会議において回答しなければならない；必要な場合、国会、国会常務委員会は、文書による回答を求める。
3. 国会議員は、機関、組織、個人に対し、当該機関、組織、個人の任務に関連する情報、資料の提供を要求する権利を有する。機関、組織の長又は個人は、国会議員が要求した問題について法律が定める期間内に回答する責任を有する。

第 81 条

国会の同意、又は国会閉会期間中は国会常務委員会の同意がない限り、国会議員について逮捕、勾留、留置、立件をすることはできない；国会議員が現行犯逮捕され、暫定留置されている場合、暫定留置している機関は、国会又は国会常務委員会が検討、決定できるよう直ちに報告しなければならない。

第 82 条

1. 国会議員は、代表の任務を十分に果たす責任を有し、民族評議会又は国会の委員会の委員となり、参加する権利を有する。
2. 国会常務委員会、政府首相、政府副首相、大臣、省同格機関、その他の国家機関の長は、国会議員が代表の任務を果たせるよう条件を創出する責任を有する。
3. 国家は、国会議員の活動経費を保証する。

第 83 条

1. 国会の会議は公開される。必要な場合、国家主席、国会常務委員会、政府首相又は国会議員の総数の少なくとも三分の一の提案に基づき、国会は秘密会議を決定する。
2. 国会は、毎年二期会議を開く。国家主席、国会常務委員会、政府首相又は国会議員の総数の少なくとも三分の一が要求する場合、国会は臨時会議を開く。国会常務委員会は、国会の会期を召集する。
3. 新たな期の国会の第一会期は、国会議員が選出された日から遅くとも六十日以内に召集され、新たな期の国会が国会議長を選出するまで、前の期の国会議長が開幕し、議事を進める。

第 84 条

1. 国家主席、国会常務委員会、民族評議会、国会の委員会、政府、最高人民裁判所、最高人民検察院、国家会計検査院、ベトナム祖国戦線中央委員会及び祖国戦線の構成組織の中央機関は、法律案を国会に提出し、国会常務委員会令案を国会常務委員会に提出する権利を有する。
2. 国会議員は、法律、国会常務委員会令に関する建議及び法律案、国会常務委員会令案を国会、国会常務委員会に提出する権利を有する。

第 85 条

1. 法律、国会の議決は、国会議員の総数の過半数の賛成評決を得なければならない；憲法を制定し、憲法を改正し、国会の任期の短縮又は延長を決定し、国会議員を罷免する場合、国会議員の総数の少なくとも三分の二の賛成評決を得なければならない。
国会常務委員会令、国会常務委員会の議決は、国会常務委員会の構成員の総数の過半数の賛成評決を得なければならない。
2. 法律、国会常務委員会令は、国家主席が国会常務委員会令の再検討を提案した場合を除き、可決された日から遅くとも十五日以内に公布されなければならない。

第 VI 章 国家主席

第 86 条

国家主席は、国家元首であり、対内的及び対外的にベトナム社会主義共和国を代表する。

第 87 条

国家主席は、国会が国会議員の中から選出する。

国家主席は、国会に対して責任を負い、業務を報告する。

国家主席の任期は、国会の任期に従う。国会の任期が終了した際は、国家主席は、新たな期の国会が国家主席を選出するまで、引続き任務を果たす。

第 88 条

国家主席は、次の諸任務及び権限を有する。

1. 憲法，法律，国会常務委員会令を公布する；国会常務委員会令が可決された日から十日以内に，国会常務委員会に国会常務委員会令の再検討を提案する，当該国会常務委員会令が国会常務委員会で依然として賛成評決され，国家主席が依然として賛同しないときは，国家主席は，最も近い会期において国会に決定するよう上程する。
2. 国家副主席，政府首相の選出，免任，罷免を国会に提案する；国会の議決に基づき，政府副首相，大臣及びその他の閣僚を補任，免任，解職する。
3. 最高人民裁判所長官，最高検察院長官の選出，免任，罷免を国会に提案する。国会の議決に基づき，最高人民裁判所裁判官を補任，免任，解職する。最高人民裁判所副長官，その他の裁判所の裁判官，最高人民検察院の副長官，検察官を補任，免任，解職する；特赦を決定する；国会の議決に基づき，大赦決定を公布する。
4. 勲章，記章，国家賞，国家名誉称号の贈呈を決定する；国籍の付与，国籍の放棄，国籍の回復又はベトナム国籍の剥奪について決定する。
5. 人民武装勢力を統括し，国防及び安寧評議会の議長の職に就く；将級，準提督，副提督，海軍提督²⁰の軍位について任命，昇格，降格，剥奪を決定する；総参謀長，ベトナム人民軍政治総局長を補任，免任，解職する；国会又は国会常務委員会の議決に基づき，戦争状態宣言決定を公布又は破棄する；国会常務委員会の議決に基づき，総動員又は局地動員令を発し，緊急状態を公布，破棄する；国会常務委員会が会合を開くことができない場合，全国又は地方における緊急状態を公布，破棄する。
6. 外国の特命全権大使を接受する；国会常務委員会の議決に基づき，ベトナム社会主義共和国の特命全権大使を補任，免任する；選出を決定し，帰国命令を下す；大使の職位，階級について任命する；国家の名において国際条約に関する交渉，署名を決定する；70 条 14 項が規定する国際条約への加盟又は無効化を批准，決定するよう国会に上程する；その他の国際条約について国家の名において批准，加盟又は無効化を決定する。

第 89 条

²⁰ 「将級，準提督，副提督，海軍提督」は，原文では“cấp tướng, chuẩn đô đốc, phó đô đốc, đô đốc hải quân”。

1. 国防及び安寧評議会は、議長、副議長及び各委員からなる。国防及び安寧評議会の構成員名簿は、国家主席が国会に承認するよう上程する。

国防及び安寧評議会は、集団制度に従って業務を行い、多数決により決定する。

2. 国防及び安寧評議会は、戦争状態を決定するよう国会に上程する；国会が会議を開くことができない場合、国会常務委員会に決定するよう上程する；祖国を防衛するため、国土の全勢力及び能力を動員する；戦争中は国会から委ねられた特別の諸任務及び権限を実現する；地域及び世界における平和防衛貢献活動への人民武装勢力の参加を決定する。

第 90 条

国家主席は、国会常務委員会の会議、閣議に参加する権利を有する。

国家主席は、国家主席の任務、権限を実現するため、検討が必要と国家主席が認める問題について協議する閣議を開くよう政府に要求する権利を有する。

第 91 条

国家主席は、自己の任務、権限を実現するため、令、決定を発行する。

第 92 条

国家副主席は、国会が国会議員の中から選出する。

国家副主席は、国家主席が任務を果たすのを補佐し、また、国家主席に替わっていくつかの任務を果たすよう国家主席から委任を受けることができる。

第 93 条

国家主席が長期間業務を行うことができないときは、国家副主席が国家主席の権限を保持する。

国家主席が欠けた場合、国家副主席が、国会が新たな国家主席を選出するまで、国家主席の権限を保持する。

第 VII 章 政府

第 94 条

政府は、ベトナム社会主義共和国の最高の国家行政機関であり、法執行権を行使し、国会の執行機関である。

政府は、国会に対し責任を負い、国会、国会常務委員会、国家主席に対し業務を報告する。

第 95 条

1. 政府は、政府首相、各政府副首相、各大臣及び省同格機関の長からなる。

政府の機構，閣僚の数は，国会が決定する。

政府は，集団制度に従って業務を行い，過半数により決定する。

2. 政府首相は，政府の長であり，政府の活動及び委ねられた任務について国会に対し責任を負う；国会，国会常務委員会，国家主席に対し，政府，政府首相の業務を報告する。
3. 政府副首相は，政府首相の割当てに従って政府首相が任務を果たすのを補佐し，割当てを受けた任務について政府首相に対し責任を負う。政府首相が不在のときは，政府首相から委任を受けた政府副首相の一人が，政府首相に代わって政府の業務を領導する。
4. 大臣，省同格機関の長は，担当の割当てを受けた部門，領域について政府首相，政府及び国家に対し個人責任を負い，その他の閣僚と共に，政府の活動について集団責任を負う。

第96条

政府は，次の諸任務及び権限を有する。

1. 憲法，法律，国会の議決，国会常務委員会令，国会常務委員会の議決，国家主席の令，決定の施行を組織する。
2. 政策を考案，策定し，国会，国会常務委員会が決定するよう上程し，あるいは本条が規定する任務，権限を実現するため，管轄権に基づいて決定する；法律案，国家予算案及びその他の草案を国会に上程する；国会常務委員会令案を国会常務委員会に上程する。
3. 経済，文化，社会，教育，医療，科学，工業，環境，通信，情報伝達，対外，国防，国家の安寧，社会の秩序と安全について統一的に管理する；総動員又は局地動員令，緊急状態発布令及び祖国を防衛し，人民の生命，財産を保障するために必要なその他の各措置を施行する。
4. 省，省同格機関の設立，廃止，省，中央直轄都市，特別行政—経済単位の設立，解体，合併，分割，行政境界の調整を決定するよう国会に上程する；省，中央直轄都市未満の行政単位の設立，解体，合併，分割，境界の調整を決定するよう国会常務委員会に上程する。
5. 国家行政を統一的に管理する；各国家機関の幹部，公職者，職員及び公務に関する管理を行う；国家機構における監査，検査業務，不服申立て，告訴告発の解決，官僚的態度，汚職の防止，撲滅を組織する；各省，省同格機関，政府所属機関，各級人民委員会の業務を領導する；上級国家機関の文書の実施について人民評議会を案内し，検査する。法律が定める任務，権限を人民評議会が実現できるよう条件を創出する。
6. 国及び社会の権利及び利益，人権，市民権を擁護する；社会の秩序と安全を保障する。

7. 国家主席の委任に基づき、国の名において国際条約に関する交渉、署名を組織する；70条14項が規定する国会に批准するよう上程する国際条約を除き、政府の名において国際条約の署名、加盟、批准又は無効化を決定する；外国における国の利益、ベトナムの組織及び市民の正当な利益を擁護する。
8. 自己の任務、権限を実現するに当たって、ベトナム祖国戦線中央委員会及び政治－社会組織の中央機関と協調する。

第97条

政府の任期は、国会の任期に従う。国会が任期を終了した際は、新たな期の国会が政府を設立するまで、政府は引続き任務を果たす。

第98条

政府首相は、国会が国会議員の中から選出する。

政府首相は、次の諸任務及び権限を有する。

1. 政府の業務を領導する；政策の策定及び法令施行の組織を領導する。
2. 中央から地方に至る国家行政体系の活動について領導し、責任を負う；国家行政の統一性、円滑性を保証する。
3. 政府副首相、大臣及びその他の閣僚の補任、免任、解職の提案を承認するよう国会に上程する；副大臣、省、省同格機関の同格の職務を選任、免任、解職する；省、中央直轄都市の人民委員会主席、副主席の選出、免任及び異動、解職決定を承認する。
4. 憲法、法律及び上級国家機関の文書に反する大臣、省同格機関の長、省、中央直轄都市の人民委員会、人民委員会主席の文書の施行を停止し、又は破棄する；憲法、法律及び上級国家機関の文書に反する省、中央直轄都市人民評議会の議決の施行を停止し、同時に国会常務委員会に破棄を提案する。
5. 政府の任務、権限に属する国際条約に関する交渉を決定及び指導し、署名、加盟を指導する；ベトナム社会主義共和国が構成員となっている国際条約の実施を組織する。
6. 政府及び政府首相の解決管轄権に属する重要な諸問題について、各マスメディアを通じて人民に対し定期的に報告する。

第99条

1. 大臣、省同格機関の長は、閣僚かつ省、省同格機関の長であり、省、省同格機関の業務を領導する；割当てを受けた部門、領域について国家管理の責任を負う；全国の範囲で、部門、領域に関連する法令の施行を組織し、施行状況を監視する。

2. 大臣，省同格機関の長は，政府，政府首相に対し業務を報告する；管理責任に属する重要な諸問題について，人民に対し定期的に報告する。

第 100 条

政府，政府首相，大臣，省同格機関の長は，自己の任務，権限を実現するため法令文書を発行し，当該文書の施行状況を検査し，法律の規定に基づき法令に反する文書を処理する。

第 101 条

ベトナム祖国戦線中央委員会委員長及び各政治－社会組織の中央機関の長は，関連する問題を協議するときは，閣議へ参加するよう招かれる。

第 VIII 章 人民裁判所，人民検察院

第 102 条

1. 人民裁判所は，ベトナム社会主義共和国の審理機関であり，司法権を行使する。
2. 人民裁判所は，最高人民裁判所及び法律が定めるその他の各裁判所からなる。
3. 人民裁判所は，正義を擁護し，人権，市民権を擁護し，社会主義制度を擁護し，国の利益，組織，個人の権利及び合法的な利益を擁護する任務を有する。

第 103 条

1. 人民裁判所の第一審の審理には，簡易手続により審理する場合を除き，参審員が参加する。
2. 裁判官，参審員は，独立して法令にのみ従って審理する；機関，組織，個人が裁判官，参審員の審理に干渉することを厳禁する。
3. 人民裁判所の審理は公開される。国の秘密，民族の善良な風俗を保持し，未成年者を保護し，又は私生活の秘密を保持する必要がある特別の場合は，当事者の正当な申立てに基づき，人民裁判所は秘密審理をすることができる。
4. 人民裁判所は，簡易手続により審理する場合を除き，集団で審理し，多数決に従って決定する。
5. 審理中は争訟原則が保障される。
6. 第一審，控訴審の審理制度は保障される。
7. 被疑者，被告人の弁護権，当事者の合法的な利益を擁護する権利は保障される。

第 104 条

1. 最高人民裁判所は、ベトナム社会主義共和国の最高審理機関である。
2. 最高人民裁判所は、法律が定める場合を除き、その他の各裁判所の審理を監督する。
3. 最高人民裁判所は、審理実務を総括し、審理における法令の統一的な適用を保証する。

第 105 条

1. 最高人民裁判所長官の任期は、国会の任期に従う。その他の裁判所の長官の補任、免任、解職及び任期は、法律が定めるところによる。
2. 最高人民裁判所長官は、国会に対し責任を負い、業務を報告する；国会が閉会中の期間は、国会常務委員会、国家主席に対し責任を負い、業務を報告する。その他の裁判所の長官の業務報告制度は、法律が定めるところによる。
3. 裁判官の補任、承認、免任、解職、任期及び参審員の選出、任期は、法律が定めるところによる。

第 106 条

法的効力を有する人民裁判所の判決、決定は、機関、組織、個人により尊重されなければならない；関連する機関、組織、個人は、厳正に執行しなければならない。

第 107 条

1. 人民検察院は、公訴権を行使し、司法活動を檢察する。
2. 人民検察院は、最高人民検察院及び法律が定めるその他の各検察院からなる。
3. 人民検察院は、法令を擁護し、人権、市民権を擁護し、社会主義制度を擁護し、国の利益、組織、個人の権利及び合法的な利益を擁護し、法令の厳正かつ統一的な執行の保証に尽力する任務を有する。

第 108 条

1. 最高人民検察院長官の任期は、国会の任期に従う。その他の各検察院の長官及び檢察官の補任、免任、解職、任期は、法律が定めるところによる。
2. 最高人民検察院長官は、国会に対し責任を負い、業務を報告する；国会の閉会期間中は、国会常務委員会、国家主席に対し責任を負い、業務を報告する。その他の検察院長官の業務報告制度は、法律が定めるところによる。

第 109 条

1. 人民検察院は、長官が領導する。下級の人民検察院長官は、上級の人民検察院長官の領導に服する；各下級人民検察院長官は、最高人民検察院長官の統一的な領導に服する。
2. 公訴権を行使し、司法活動を檢察する際は、檢察官は、法令に従い、人民検察院長官の指導に服する。

第 IX 章 地方政權

第 110 条

1. ベトナム社会主義共和国の行政単位は、次のとおり分けられる。
国は、省、中央直轄都市に分割される。
省は、県、市社及び省所属都市に分割される。中央直轄都市は、郡、県、市社及び同等の行政単位に分割される²¹。
県は社、市鎮に分割される。市社及び省所属都市は坊及び社に分割される。郡は坊に分割される。
特別行政－經濟単位は、国会が設立する。
2. 設立、解体、合併、分割、行政単位の境界の調整は、地方人民の意見を集め、法律が定める手順、手続に従って行わなければならない。

第 111 条

1. 地方政權は、ベトナム社会主義共和国の各行政単位に組織される。
2. 人民評議会及び人民委員会を含む地方政權の級は、農村、都市、島嶼の特色、法律が定める特別行政－經濟単位と符合するように組織される。

第 112 条

1. 地方政權は、地方における憲法及び法令の施行を組織し、保証する；法律が定める地方の各問題を決定する；上級の国の機関の検査、監察に服する。
2. 地方政權の任務、権限は、中央と地方の間における、及び各級の地方政權の間における国の各機関の管轄権の配分を基礎として確定される。
3. 必要な場合は、地方政權は、上級の国の機関のいくつかの任務の実施を、当該任務の実施を保証する条件とともに委ねられる。

第 113 条

1. 人民評議会は、地方における国の権力機関であり、人民の意思、願望及び主人権を代表し、地方人民により選出され、地方人民及び上級の国の機関に対し責任を負う。

²¹ 地方行政単位の名前は、日本の制度に合わせて意識するのではなく、ベトナム語に対応する漢字に直訳している。

2. 人民評議会は、法律が定める地方の各問題を決定する；地方における憲法及び法令の遵守並びに人民評議会の議決の実施を監察する。

第 114 条

1. 地方政権級の人民委員会は、同級の人民評議会により選出される、人民評議会の執行機関であり、地方における国の行政機関であり、人民評議会及び上級の国の行政機関に対し責任を負う。
2. 人民委員会は、地方における憲法及び法令の施行を組織する。人民評議会の議決の実施及び上級の国の機関から委ねられた任務の実施を組織する。

第 115 条

1. 人民評議会議員は、地方人民の意思、願望を代表する者であり、有権者と緊密な関係を築き、有権者の監察に服し、有権者と定期的に接触し、自己及び人民評議会の活動について報告し、有権者の要求及び建議に回答し、不服申立て、告訴告発の解決について検討、督促する。人民評議会議員は、憲法及び法令、国の政策、人民評議会の議決の実施を人民に宣伝し、国家管理に参加するよう人民を動員する任務を有する。
2. 人民評議会議員は、人民委員会主席、人民委員会のその他の構成員、人民裁判所長官、人民検察院長官及び人民委員会に所属する機関の長に質問する権利を有する。質問を受けた者は、人民評議会に対し回答しなければならない。人民評議会議員は、地方の各国家機関、組織、単位に対し建議する権利を有する。これらの機関、組織、単位の長は、議員と接触し、議員の建議を検討し、解決する責任を有する。

第 116 条

1. 人民評議会、人民委員会は、ベトナム祖国戦線及び各人民団体に対し地方の情勢について定期的に通知し、これらの組織の政策の策定及び地方における経済－社会発展に関する意見、建議を静聴する；ベトナム祖国戦線及び各人民団体と協調して、地方において経済－社会、国防、安寧の任務を実施する際に国と共に人民を動員する。
2. 地方におけるベトナム祖国戦線委員会の委員長及び政治－社会組織の長は、関連する問題を協議する際は、人民評議会の各会期に参加するよう招かれ、同級の人民委員会の会議に参加するよう招かれる。

第 X 章 国家選挙評議会、国家会計検査院

第 117 条

1. 国家選挙評議会は、国会により設立される機関であり、国会議員の選挙を組織し；各級の人民評議会議員の選挙業務を指導、案内する任務を有する。
2. 国家選挙評議会は、議長、各副議長及び各委員からなる。
3. 国家選挙評議会の具体的な組織、任務、権限及び国家選挙評議会の構成員の数は、法律が定めるところによる。

第 118 条

1. 国家会計検査院は、国会により設立される機関であり、独立して法令にのみ従って活動し、公の財政、財産の管理、使用について会計検査を行う。
2. 国家会計検査院長官は、国家会計検査院の長であり、国会が選出する。国家会計検査院長官の任期は、法律が定めるところによる。
国家会計検査院長官は、国会に対し責任を負い、会計検査の結果を報告し、業務を報告する；国会の閉会期間中は、国会常務委員会に対し責任を負い、報告する。
3. 国家会計検査院の具体的な組織、任務及び権限は、法律が定めるところによる。

第 XI 章 憲法の効力及び憲法の改正

第 119 条

1. 憲法は、ベトナム社会主義共和国の基本法であり、最高の法的効力を有する。
その他あらゆる法令文書は、憲法に符合していなければならない。
憲法に違反するあらゆる行為は、例外なく処分される。
2. 国会、国会の各機関、国家主席、政府、人民裁判所、人民検察院、その他の各国家機関及び全人民は、憲法を擁護する責任を有する。憲法を擁護する仕組みは、法律が定めるところによる。

第 120 条

1. 国家主席、国会常務委員会、政府又は国会議員の総数の少なくとも三分の一は、憲法制定、憲法改正を提案する権利を有する。国会は、国会議員の総数の少なくとも三分の二の賛成表決があるときは、憲法制定、憲法改正を決定する。
2. 国会は、憲法起草委員会を設立する。憲法起草委員会の構成、構成員の数、任務及び権限は、国会常務委員会の提案に基づき国会が決定する。
3. 憲法起草委員会は、起案し、人民の意見を集め、憲法草案を国会に上程する。

4. 憲法は、国会議員の総数の少なくとも三分の二の賛成表決があるときに可決される。憲法に関する住民投票は、国会が決定する。
5. 憲法の公布期限、効力を生ずる時点は、国会が決定する。

本憲法は、ベトナム社会主義共和国国会 XIII 期、第 6 会期 2013 年 11 月 28 日に可決された。

国会議長

(署名)

グエン・シン・フン